

# 国立大学法人滋賀医科大学教育推進本部規程

平成30年6月14日制定

令和4年6月23日改正

## (趣旨)

**第1条** 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第19条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学(以下「本学」という。)教育推進本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

## (業務)

**第2条** 本部は、本学における教育の推進を図るため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育に関する計画の策定及び改善に関すること。
- (2) 教育活動の戦略の立案に関すること。
- (3) 国内外の教育研究機関との連携推進に関すること。
- (4) 教育の内部質保証に係る点検・評価の検証及び改善計画の策定に関すること。
- (5) 国立大学法人評価、大学機関別認証評価及び医学教育分野別評価等の外部機関による第三者評価の自己点検に関すること。
- (6) その他本学における教育推進に関すること。

## (本部長)

**第3条** 本部に、本部長を置く。

- 2 本部長は、学長が指名する理事をもって充て、本部の業務を掌理する。

## (本部会議)

**第4条** 本部に、本部の運営に関する重要事項及び第2条に掲げる業務に関する事項を審議するため、本部会議を置く。

## (本部会議の組織)

**第5条** 本部会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長
  - (2) 医学科基礎医学講座又は学内教育研究施設のうちから教授若しくは准教授 2名
  - (3) 医学科臨床医学講座又は医学部附属病院のうちから教授若しくは准教授 2名
  - (4) 看護学科の教授又は准教授 2名
  - (5) 本部長が指名するIR室室員 若干名
  - (6) その他本部長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号から第4号まで及び第6号の委員は、本部長が指名し学長が委嘱する。
  - 3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

**第6条** 本部会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は、本部長をもって充てる。

3 副議長は、前条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる委員のうちから本部長が指名する。

4 議長は、本部会議を召集する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事の運営)

**第7条** 本部会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

2 本部会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 委員会は、必要と認めるときは、第5条第1項各号に該当しない教職員、学生代表その他委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

**第9条** 本部は、業務を遂行するに当たり、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会についての必要な事項は、別に定める。

(他の組織との連携等)

**第10条** 本部は、業務を遂行するに当たり、必要に応じて、本学の他の組織と連携及び協力を行うものとする。

(事務)

**第11条** 本部に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年6月14日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第5条第1項第2号から第5号の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

2 滋賀医科大学教育推進本部調査分析専門委員会内規（平成30年8月27日）は廃止す

る。

- 3 この規程施行後、最初に委嘱される第5条第1項第2号から第4号まで及び第6号の者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。